

平成29年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

報告第 5 号	訴えの提起専決処分につき報告のこと
〃 第 6 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 7 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 8 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

明石市奨学金の返還金の支払督促において、相手方より異議申立てがあったため、訴訟手続を進めることにつき、明石市債権の管理に関する条例第13条第2項の規定により地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、報告するもの。

2 訴えの相手方等

相手方	請求の要旨	専決処分日
明石市在住の個人	明石市奨学金の返還金を長期間滞納する相手方に対し、未返還金額651,000円及び遅延損害金の支払いを求めるもの。	平成29年2月24日

報告第 6 号

）

報告第 8 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第 6 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 29 年 2 月 22 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 379,624 円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 28 年 11 月 30 日明石市西新町 3 丁目 7 番 15 号地先において、福祉部障害福祉課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が渋滞で停車中の車列に突っ込み、最後尾の乗用車及びその前方の相手方乗用車に対する多重事故を起こした結果、相手方乗用車に損害を与えるとともに、相手方を負傷させたもの。
第 7 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 14 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 488,000 円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 28 年 12 月 26 日明石市二見町東二見 1493 番地の 5 地先において、本市消防団員が運転する消防自動車は方向転換のために後退した際、後方の住宅の敷地内に駐車中の相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第 8 号	道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 17 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 255,057 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 28 年 12 月 29 日明石市魚住町錦が丘 4 丁目 4 番 1 号地先の暗渠上の道路を歩行中の相手方が、道路上に設置してある鉄板蓋の上に乗った際に鉄板蓋がずれて水路に落下したため、転落を避けようとしてよけたところ転倒し、負傷させたもの。